

広島県告示第三百三十号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号）第十三条第四項及び第三十六条第四項の規定により、介護老人保健施設における居住及び食事の提供に係る利用料等に関する指針を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 適正な手続の確保

介護老人保健施設（以下「施設」という。）における居住及び食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

- 1 当該契約の締結に当たっては、入所者及び入居者（以下「入所者等」という。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。
- 2 当該契約の内容について、入所者等から文書により同意を得ること。

二 居住及び食事の提供に係る利用料

1 居住に係る利用料

(一) 居住に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(1) ユニットに属する療養室及びユニットに属さない療養室のうち定員が一人のもの

（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注十並びに注十一に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が入所するものは除く。） 室料及び光熱水費に相当する額

(2) ユニットに属さない療養室のうち定員が二名以上のもの並びに従来型個室特例対象者が入所するもの 光熱水費に相当する額

(二) 居住に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 入所者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）

(2) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用

2 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

三 その他

入所者等が選定する特別な療養室の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、二に掲げる居住及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。